

報道関係各位

平成 18 年 1 月 30 日
大和証券株式会社
マスミューチュアル生命保険株式会社

大和証券がマスミューチュアル生命の 積立利率金利連動型年金(S型)「at will(アットウィル)」の販売を開始

大和証券株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長 鈴木 茂晴、以下「大和証券」)は、マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長兼 CEO:平野 秀三、以下「マスミューチュアル生命」)と個人年金保険の販売業務において提携し、平成 18 年 2 月 1 日から積立利率金利連動型年金(S型)「at will (アットウィル)」を、全国の本支店で販売いたします。

「at will (アットウィル)」は、固定利率で運用される、円建・定額の年金保険です。「即時払年金特則」を付加することにより、ご契約後最短 2 ヶ月後から年金受取が可能であることや、「終身死亡保障移行特約」を付加することにより、将来の年金受取にかえて一生涯の死亡保障を継続することができるなど、お客様が思いのままに(at will = 自由自在、思いのままに)セカンドライフをデザインすることができるよう設計しています。主な特長は次のとおりです。

「at will(アットウィル)」の主な特長

- (1) **積立金の増加が着実！ ~固定利率による運用~**
 - ・ 契約時の「積立利率」が、据置期間、年金支払の全期間にわたって適用されます。したがって、契約時に年金原資および年金額が確定するので、安定した将来設計が可能です。
 - ・ 「積立利率」を金利情勢に応じて月 2 回設定するため、市場金利をきめ細かく反映します。
- (2) **据置期間が自由！ ~据置期間“0年”が可能~**
 - ・ 据置期間は 1 年から 10 年まで、1 年刻みで自由に設定いただけます。また、「即時払年金特則」を付加すれば据置期間が“0年”になり、年金受取が最短*2 ヶ月後から可能です。
 - *年金の受取回数を年 6 回とした場合
- (3) **受取方法が自由！ ~年 6 回の受取回数で、公的年金との交互受取が可能~**
 - ・ 年金受取方法は 3 種類。「確定年金」、「保証期間付終身年金」、「年金総額保証付終身年金」から選択できます。
 - ・ 1 年間の年金受取回数は、年 1 回、2 回、4 回、6 回の 4 種類。(年 6 回を選択すれば、年金受取が隔月となり、公的年金の受取月(偶数月)と組み合わせることで毎月、年金を受取ることが可能です)
- (4) **終身死亡保障への移行が可能！ ~据置期間の死亡保障を一生涯継続させることが可能~**
 - ・ 「終身死亡保障移行特約」を付加することにより、将来の年金受取にかえて、据置期間中の死亡保障を一生涯継続させることが可能となり、ご家族に安心して資産をのこすことができるようになります。

「マスミューチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。1907年営業開始、2005年9月末現在の総資産は5,439億円、資本金は165億円です。当社は世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ(S&P)より、「AA-」の評価を受けています。マスミューチュアル生命の URL : www.massmutual.co.jp

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、3,258億ドル(33兆9,526億円*)を超える運用資産を有する、国際的、多角的、成長指向型の金融サービス組織です。グループの各企業は生命保険、年金、所得補償保険、長期介護保険、退職プランニング商品、資金運用、その他金融商品・サービスを提供しています。

グループの中核となる生命保険会社マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは主要格付機関よりそれぞれトップレベルの格付けを付与されており、極めて強固な財務基盤を有する生命保険会社です。

(スタンダード&プアーズ:「AAA」、フィッチ:「AAA」、A.M.ベスト:「A++」、ムーディーズ:「Aa1」)

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」はマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーおよびその関係会社を指すマーケティング・ネームです。関係会社にはオープンハイマー・ファンド・インク、パブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、コーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、MML・インヴェスターズ・サービス・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSB、MML・ベイ・ステート生命保険会社、C.M.生命保険会社、マスミューチュアル・インターナショナル・インクが含まれます。

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL : www.massmutual.com

*2004年12月末現在、1ドル = 104.21円で換算

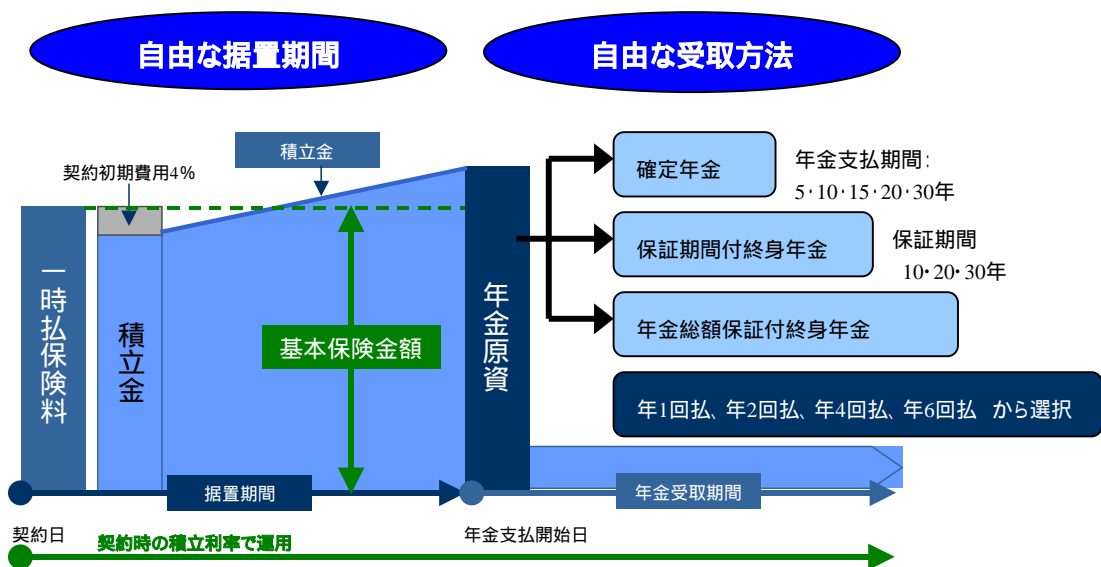
上記の格付けは2005年9月30日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて保証するものではありません。

<この件に関するお問合せ先>

株式会社大和証券グループ本社 広報部報道課 金子・野村・栗原・澁ノ上 (TEL:03-3243-3177)
マスミューチュアル生命保険株式会社 経営企画部広報室 金武・奥山 (TEL:03-5784-5330)

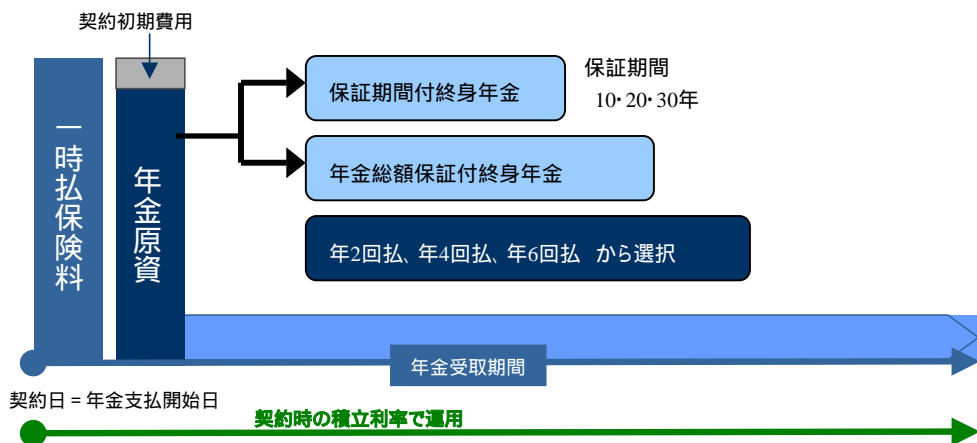
「at will (アットウィル)」のしくみ

契約時に適用した「積立利率」(固定利率)で運用します。
 年金原資および年金額が契約時に確定します。
 契約時に契約初期費用として一時払保険料の4%を控除します。
 据置期間満了後、選択した方法により年金受取が開始されます。
 据置期間中に万一の場合、基本保険金額(一時払保険料相当額)で死亡給付金を最低保証します。



「即時払年金特則」の特長

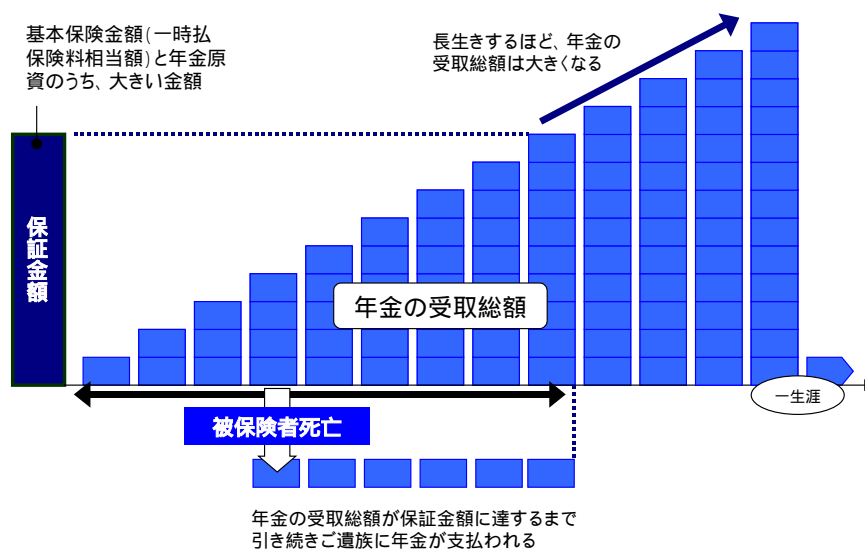
「即時払年金特則」を付加することにより、据置期間0年とすることができます。
 ご契約後最短2ヶ月で年金を受け取り始めることができます。(年6回払の場合)
 年金分割受取回数は年2回払、年4回払、年6回払の中から選択できます。
 年金の種類は保証期間付終身年金または年金総額保証付終身年金のいずれかを選択できます。



「年金総額保証付終身年金」の特長

一生涯受け取れる「終身年金」です。

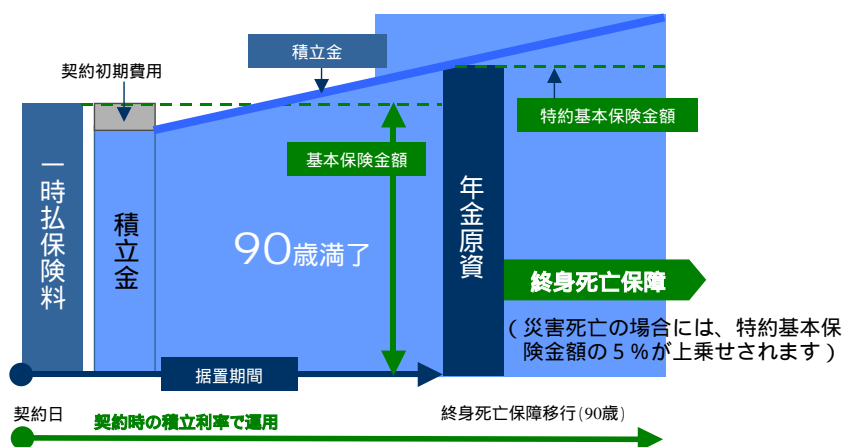
年金総額保証付終身年金は、基本保険金額と年金原資のいずれか大きい金額（以下「保証金額」といいます）を保証します。年金支払開始日以後、被保険者が亡くなられた場合でも、保証金額からすでに支払った年金を差し引き、その残額があるときには、年金をお支払いします。



「終身死亡保障移行特約」の特長

申込時に「終身死亡保障移行特約」を付加すると、年金受取にかえて、据置期間中の死亡保障を一生涯継続させることができます。（この場合、据置期間は90歳までとなり、90歳から終身死亡保障へ移行します）

ただし、終身死亡保障移行特約を付加できるのは、契約時の被保険者の保険年齢が70歳以上の場合に限りです。



取扱内容

約款名称:積立利率金利連動型年金(S型)

契約年齢	0歳～89歳(被保険者の保険年齢)
払込方法	一時払のみ
最低保険料	200万円以上(1万円単位)かつ年金額10万円以上となる金額
最高保険料	年金額が3,000万円以内となる保険料 ただし被保険者の保険年齢が70歳以上の場合、一時払保険料5億円以下
据置期間	0年～10年 通常:1年～10年 即時払年金特則付加の場合:0年 終身死亡保障移行特約付加の場合:90歳
契約初期費用	一時払保険料の4%を契約初期費用として控除
積立利率	10年長期国債の流通利回りの平均値(基準金利)を基準に設定 毎月2回設定し、契約日「1日～15日」「16日～末日」ごとに適用
年金種類/ 年金支払開始年齢 (被保険者の年齢)	確定年金(5・10・15・20・30年) / 1歳～90歳 保証期間付終身年金(10・20・30年) / 16歳～90歳 年金総額保証付終身年金 / 16歳～90歳
年金の分割受取	年金分割受取回数は、年2回払・年4回払・年6回払の中から選択可能
死亡給付金支払額	基本保険金額(一時払保険料相当額)または被保険者が死亡した日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のうち大きい金額
新遺族年金支払特約	契約者の事前の申出または死亡給付金受取人の申出により、新遺族年金支払特約を付加することによって、死亡給付金の一時支払にかえて年金にて支払う 年金の種類は5・10・20・30・36年確定年金となる(年金額10万円未満は取扱わない) 終身死亡保障移行後も、契約者等の申出により、新遺族年金支払特約を付加可能
終身死亡保障移行特約	将来の年金支払にかえて据置期間中の死亡保障を一生涯継続させることが可能 契約時に付加可能(ただし被保険者の保険年齢が70歳以上かつ据置期間満了を90歳と設定した場合)
市場価格調整 (MVA)	契約後全期間における解約(減額)、年金一括支払、または年金種類・年金支払期間・保証期間の変更等の場合に適用 市場金利の変動に伴う損益を契約者等に帰属させるため、払戻金額に反映させる
積立利率の設定に 関する特則	年金支払開始日以後、会社所定の利率で運用。年金支払開始日以後の年金一括支払時に市場価格調整を適用しない 年金原資が一時払保険料を上回る場合のみ付加可能
積立金の引出し	積立金が基本保険金額をこえているときは、年金支払開始日前の契約応当日に限り、その差額を限度として市場価格調整の適用なしに積立金を引出すことが可能 1回の引出し金額は10万円以上、1万円単位

以上